

COCOZO by SmartBiz 利用規約

2023年2月1日施行

第1条（規約）

1. 本規約は、株式会社トライバルユニット（以下「当社」という）が提供する「COCOZO by SmartBiz」（以下「本サービス」という）の提供及びその利用に関する規約（以下「会員規約」という）を定めるものです。
2. 当社は運営上必要と判断した場合、本サービスを利用する者の承諾を得ることなく、会員規約を変更することがあります。この場合には本サービスの利用条件は、変更後の会員規約に基づくものとします。
3. 当社は、本サービスの運営上、個別のサービス毎にその利用約款や利用上の注意等の諸規定（以下「諸規定」という）を設けることがあります。それらの諸規定は会員規約の一部を構成するものとします。
4. 会員は、会員規約の内容に同意して本サービスを利用するものとします。

第2条（定義）

1. 「会員」とは、会員規約に同意の上、当社所定の入会申込み手続き（会費納入を含む）を行い当社がこれを承諾した者(個人)をいいます。なお、当社が、入会を承諾しない場合は当社が申込を知った日から1週間以内に会員希望者に個別に通知し、入会を承諾する場合は所定の入会申込み手続き時に明示されたサービス開始日から会員は本サービスを利用できるものとします。また、会員希望者は当社の会員となった時点で会員規約の内容を承諾したものとみなします。
2. 会員には「個人会員」と「法人会員」があります。「法人会員」の契約は、法人が賃貸物件等を社宅等として利用することを目的に法人名義で入会申込み手続き（1社宅1室につき1契約扱いとする）をし、当該法人の役員・従業員、その他の使用人等が登録した住居に入居する場合に限りです。「法人会員」は、あらかじめ所定の入会申込み手続き時に明示された住所に入居中の方（以下「サービス対象者」という）に限定して本サービスが受けられるものとします。記載、若しくは会員規約第7条第1項の届出が無い方は本サービスの対象外とします。

第3条（本サービスの利用及び種類）

1. 会員は、会員規約の定めるところに従い本サービスを利用することができます。
2. サービス対象者も同様に本サービスを利用できるものとします。但し、会員規約若しくは諸規定等に特段の定めがある場合はこの限りではありません。
3. 会員は、サービス対象者が本サービスを利用する場合においては、サービス対象者に会員規約や諸規定を自らが遵守させる義務を負うものとします。
4. 会員及びサービス対象者が本サービスを利用する場合、当社が必要と判断する会員本人又はサービ

ス対象者の個人情報（名前、生年月日等）の提示(告知)、場合によっては顔写真付きの公的機関発行の証明書（但し、証明書に登録されている住所が本サービス対象物件所在地と一致していること）の提示を必要とします。

第4条（譲渡禁止）

会員は、取得した権利を第三者に譲渡、売買、質権の設定、その他の担保に供することはできません。

第5条（会費）

1. 本サービスの会費は、所定金額を、指定の方法にて支払うこととします。
2. 支払われた会費は、当社が申込みを承諾しなかった場合を除き、退会、又は会員資格を取り消された場合、その他の理由の如何を問わず、一切返金しないものとします。但し、当社の都合により、本サービスの提供が不可能となった場合には、会員期間に基づき、返金額がある場合にはその額を返金します。
3. 会費を滞納した場合、事前に個別の連絡がない限りは会員に対し事前事後に通知することなく、即時退会としサービスの提供を停止します。

第6条（会員期間及び更新）

1. 本サービスの会員期間（サービス有効期間）は、一ヶ月単位となり、会費の日割り精算は行いません。
2. 会員期間は、月内での退会申請がない限り翌月への自動更新となります。

第7条（登録情報変更の届出）

1. 会員は、住所や連絡先等、当社に届出している内容（以下「登録情報」という）に変更があった場合は、所定の方法で速やかに変更手続きを取るものとします。
2. 前項の規定において、変更手続きの不履行や遅滞などによる登録情報の不備で、会員が不利益を被ったとしても、当社は如何なる責任も一切負いません。
3. 会員は、登録情報に変更がある場合にその届出を行わなかった時は、本サービスを受けられない場合があります。

第8条（退会・会員資格の取消）

1. 会員の都合により退会を希望する場合は、所定の方法でその旨を必ず届出をすることとします。なお、支払われた会費は、会員規約第5条第2項の規定により、一切返金いたしません。
2. 本サービスの退会手続きは毎月25日（定休日は翌営業日）までに当社へ退会申請されたものを当月退会とします。
3. 会員が次のいずれかに該当した場合、当社は会員に通知・承諾なく、会員資格を取り消すことができるものとします。
 - (1) 入会申込み時に虚偽の申告をした場合
 - (2) 会員規約また諸規定等に違反した場合

- (3) 不要な問い合わせや悪質な嫌がらせ等で、本サービス業務に支障をきたした場合
- (4) 会費を滞納した場合
- (5) その他、当社が会員として不適格と判断した場合

第9条（反社会的勢力の排除）

1. 会員は、現在、次の何れにも該当しないこと、且つ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等
 - (6) 社会運動等標ぼうゴロ
 - (7) 特殊知能暴力集団等
 - (8) その他（1）～（7）に準ずるもの
2. 会員が前項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は会員に対して、当該事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、会員は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出するものとします。
3. 当社は会員が本条第1項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、会員規約に基づく本サービスの利用を一時的に停止することができ、この場合、会員は、当社が利用再開を認めるまでの間、本サービスの利用ができないものとします。また、入会申込み後に本条第1項の何れかに該当することが判明した場合には、会員は、期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。この場合、当社は直ちに会員資格を取り消すものとし、且つその場合当社に生じた損害を会員が賠償するものとします。

第10条（個人情報の収集・保有・利用について）

1. 当社は、会員の個人情報の取り扱いについて以下のとおりとします。
 - (1) 当社は、本サービスの申込み又は利用等を通して知り得た会員の個人情報（以下「個人情報」という）について、個人情報保護法の諸規定を遵守し、善良なる管理者の注意をもって適正に管理します。
 - (2) 会員は、当社が以下の会員等の個人情報を所定の方法で取得し、利用することに同意します。
本サービス開始日、会員の氏名、性別、年齢、生年月日、電話番号、携帯電話番号、本サービスの停止・解除情報、サービス対象物件の住所、サービス対象物件の号室、サービス対象物件の物件タイプ。サービス対象物件が賃貸借契約の場合で、本サービス申込者（会員）と賃貸借契約者と異なる場合は、賃貸借契約者の契約者氏名、賃貸借契約者住所、賃貸借契約者物件名、賃貸借契約者号室。その他当社が必要と判断した事項等。
 - (3) 会員は、当社が本サービス申込及び本サービス入会後のサービスの提供（会員相互間のトラブルに関する場合も含む）にあたり、以下の会員の個人情報を、専門相談員、指定弁護士、協力会社

その他当社が必要と判断する者に提供することをあらかじめ同意するものとします。

本サービス開始日、会員の氏名、性別、年齢、生年月日、電話番号、携帯電話番号、本サービスの停止・解除情報、サービス対象物件の住所、サービス対象物件の号室、サービス対象物件の物件タイプ。サービス対象物件が賃貸借契約の場合で、本サービス申込者（会員）と賃貸借契約者とが異なる場合は、賃貸借契約者の契約者氏名、賃貸借契約者住所、賃貸借契約者物件名、賃貸借契約者号室。その他当社が必要と判断した事項等。

- (4) 会員は、当社が次の場合において個人情報を利用することにあらかじめ同意するものとします。
- ①本サービスの他、マーケティング活動、新たな商品開発、若しくは改善等に役だてるための各種アンケートの実施
 - ②本サービスの業務遂行にあたり当社は第三者に業務を委託する場合があります、この場合業務遂行に必要な範囲で、当該委託先、提携先及びサービス提供会社（以下「提供会社」という）への会員等の個人情報の提供
 - ③個人又は公共の安全を守るために緊急に開示の必要性があると当社が判断したとき
 - ④本サービスの運営維持の為に若しくは、当社の権利又は財産保護等に必要不可欠と判断したとき
 - ⑤申込承認作業及び本サービスの提供ならびに問合せ対応のため
 - ⑥本サービスに関する情報を通知するため
 - ⑦当社及び提供会社が行う宣伝物の送付、電子メール等の営業案内のため
 - ⑧本サービスの本来的・付帯的な機能・サービス等の提供又は会員の依頼に基づきサービス提供のため、提供会社との間で取次ぎをする場合
 - ⑨その他、当社が会員のために必要と適正理由によって判断したとき
- (5) 当社は、会員又はその代理人から、会員の個人上の利用目的の通知を求められた場合、又は会員の個人情報の利用の停止、消去、第三者への提供の停止を求められた場合は、当社の定める所定の手続きに従ってこれに応じることとします。
- (6) 当社への個人情報の提供は任意によるものですが、当社が必要と判断する個人情報をご提出いただけない場合、当社が提供するサービスをご利用いただけない場合があります。
- (7) 会員より提供があり当社が取得した個人情報は、会員の同意を得ることなく第三者へ提供することはありません。但し、警察署や裁判所などの公的機関からの法令に基づく開示請求があった場合は除きます。

第11条（免責）

1. 本サービスから提供した情報、アドバイス等は、会員がトラブルを解決するための一手段であり、これらの利用を会員に強制するものではなく、その利用については、会員本人の責任と判断において行なうものとします。
2. 当社は、会員が、本サービスからの情報、アドバイス等を利用した結果、あるいはこれを利用できなかったことにより、会員又は第三者に何らかの損害が発生したとしても、損害賠償その他いかなる責任も負わないものとします。
3. 当社は、その状況等に鑑みて、やむを得ない理由により本サービスの提供を拒否する場合があります。

第12条（管轄裁判所）

この会員規約に関し訴訟の必要性が生じた場合は、訴額に応じて、札幌地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

近隣トラブル解決支援サービスまもるん

当社が提供する「近隣トラブル解決支援サービスまもるん」（以下「本サービス」という）の運営元はハイコミュニケーションズ株式会社（以下「H社」という）であり、当社は、本規約に基づきハイコミュニケーションズ株式会社が運営する近隣トラブル解決支援サービスまもるんを会員に提供します。

第1条（定義）

1. 「会員」とは、会員規約に同意の上、当社所定の入会申込み手続き（会費納入を含む）を行い当社がこれを承諾した者(個人)をいいます。当社所定の入会申込み手続き時に明示されたサービス開始日から会員は本サービスを利用できるものとします。また、会員希望者は当社の会員となった時点で会員規約の内容を承諾したものとみなします。
2. 「サービス対象物件」とは、会員が本サービスの提供を受ける住居として入会申込時に指定した住居をいいます。サービス対象物件は、集合住宅、戸建住宅、賃貸、分譲（但し、何れの形態においても専有部室内に限る）を問いません。
3. 会員には「個人会員」と「法人会員」があります。「法人会員」の契約は、法人が本サービスの対象物件を社宅等として利用することを目的に当社と法人名義で契約（1社宅1室につき1契約扱いとする）をし、当該法人の役員・従業員、その他の使用人等が本サービスの対象物件に入居する場合に限り、ます。「法人会員」は、あらかじめ当社所定の入会申込み手続き時に明示された方（以下「サービス対象者」という）に限定して本サービスが受けられるものとします。記載、若しくは会員規約第5条第1項の届出が無い方は本サービスの対象外とします。

第2条（本サービスの利用及び種類）

1. 会員は、会員規約の定めるところに従い本サービスを利用することができます。
2. サービス対象者も同様に本サービスを利用できるものとします。但し、会員規約若しくは諸規定等に特段の定めがある場合はこの限りではありません。
3. 会員は、サービス対象者が本サービスを利用する場合においては、サービス対象者に会員規約や諸規定を自らが遵守させる義務を負うものとします。
4. 会員及びサービス対象者が本サービスを利用する場合、当社が必要と判断する会員本人又はサービス対象者の個人情報（名前、生年月日等）の提示(告知)、場合によっては顔写真付きの公的機関発行の証明書（但し、証明書に登録されている住所が本サービス対象物件所在地と一致していること）の提示を必要とします。
5. 本サービスの個々の内容、利用方法や時間等は、当社発行のパンフレット（以下「パンフレット」という）等で紹介します。

第3条（譲渡禁止）

会員は、取得した権利を第三者に譲渡、売買、質権の設定、その他の担保に供することはできません。

第4条（会費）

1. 本サービスの会費は、当社所定の金額を、当社指定の方法にて支払うこととします。
2. 支払われた会費は、当社が申込みを承諾しなかった場合を除き、退会、又は会員資格を取り消された場合、その他の理由の如何を問わず、一切返金しないものとします。但し、当社の都合により、本サービスの提供が不可能となった場合には、会員期間に基づき、返金額がある場合にはその額を返金します。
3. 会費を滞納した場合、滞納している期間は本サービスを受けられません。

第5条（登録情報変更の届出）

1. 会員は、連絡先等当社に届出している内容（以下「登録情報」という）に変更があった場合は、当社所定の方法で速やかに変更手続きを取るものとします。
2. 前項の規定において、変更手続きの不履行や遅滞などによる登録情報の不備で、会員が不利益を被ったとしても、当社は如何なる責任も一切負いません。
3. 会員は、登録情報に変更がある場合にその届出を行わなかった時は、本サービスを受けられない場合があります。

第6条（退会・会員資格の取消）

1. 会員の都合により退会を希望する場合は、当社にその旨を必ず届出をすることとします。なお、支払われた会費は、会員規約第4条第2項の規定により、一切返金いたしません。
2. 会員が次のいずれかに該当した場合、当社は会員に通知・承諾なく、会員資格を取り消すことができるものとします。
 - (1) 入会申込み時に虚偽の申告をした場合
 - (2) 会員規約また諸規定等に違反した場合
 - (3) 不要な問い合わせや悪質な嫌がらせ等で、本サービス業務に支障をきたした場合
 - (4) 会費を滞納した場合
 - (5) その他、当社が会員として不適格と判断した場合

第7条（反社会的勢力の排除）

1. 会員は、現在、次の何れにも該当しないこと、且つ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員
 - (3) 暴力団準構成員
 - (4) 暴力団関係企業
 - (5) 総会屋等
 - (6) 社会運動等標ぼうゴロ
 - (7) 特殊知能暴力集団等
 - (8) その他（1）～（7）に準ずるもの。
2. 会員が前項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は会員に対して、当該事項に

関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、会員は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出するものとします。

3. 当社は会員が本条第1項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、会員規約に基づく本サービスの利用を一時的に停止することができ、この場合、会員は、当社が利用再開を認めるまでの間、本サービスの利用ができないものとします。また、入会申込み後に本条第1項の何れかに該当することが判明した場合には、会員は、期限の利益を失い、当社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。この場合、当社は直ちに会員資格を取り消すものとし、且つその場合当社に生じた損害を会員が賠償するものとします。

第8条（個人情報の収集・保有・利用について）

1. 当社は、会員の個人情報の取り扱いについて以下のとおりとします。

- (1) 当社は、本サービスの申込み又は利用等を通して知り得た会員の個人情報（以下「個人情報」という）について、個人情報保護法の諸規定を遵守し、善良なる管理者の注意をもって適正に管理します。
- (2) 会員は、当社が以下の会員等の個人情報を所定の方法で取得し、利用することに同意します。
本サービス開始日、会員の氏名、性別、年齢、生年月日、電話番号、携帯電話番号、本サービスの停止・解除情報、サービス対象物件の住所、サービス対象物件の号室、サービス対象物件の物件タイプ。サービス対象物件が賃貸借契約の場合で、本サービス申込者（会員）と賃貸借契約者とが異なる場合は、賃貸借契約者の契約者氏名、賃貸借契約者住所、賃貸借契約者物件名、賃貸借契約者号室。その他当社が必要と判断した事項等。
- (3) 会員は、当社が本サービス申込及び本サービス入会後のサービスの提供（会員相互間のトラブルに関する場合も含む）にあたり、以下の会員の個人情報を、専門相談員、指定弁護士、協力会社その他当社が必要と判断する者に提供することをあらかじめ同意するものとします。本サービス開始日、会員の氏名、性別、年齢、生年月日、電話番号、携帯電話番号、本サービスの停止・解除情報、サービス対象物件の住所、サービス対象物件の号室、サービス対象物件の物件タイプ。サービス対象物件が賃貸借契約の場合で、本サービス申込者（会員）と賃貸借契約者とが異なる場合は、賃貸借契約者の契約者氏名、賃貸借契約者住所、賃貸借契約者物件名、賃貸借契約者号室。その他当社が必要と判断した事項等。
- (4) 会員は、当社が次の場合において個人情報を利用することにあらかじめ同意するものとします。
 - ① 本サービスの他、マーケティング活動、新たな商品開発、若しくは改善等に役だてるための各種アンケートの実施
 - ② 本サービスの業務遂行にあたり当社は第三者に業務を委託する場合があります、この場合業務遂行に必要な範囲で、当該委託先、提携先及びサービス提供会社（以下「提供会社」という）への会員等の個人情報の提供
 - ③ 個人又は公共の安全を守るために緊急に開示の必要性があると当社が判断したとき
 - ④ 本サービスの運営維持のため、若しくは当社の権利又は財産保護等に必要不可欠と判断したとき
 - ⑤ 申込承認作業及び本サービスの提供ならびに問合せ対応のため

- ⑥ 本サービスに関する情報を通知するため
 - ⑦ 当社及び提供会社が行う宣伝物の送付、電子メール等の営業案内のため
 - ⑧ 本サービスの本来的・付帯的な機能・サービス等の提供又は会員の依頼に基づきサービス提供のため、提供会社との間で取次ぎをする場合
 - ⑨ その他、当社が会員のために必要と適正理由によって判断したとき。
- (5) 当社は、会員又はその代理人から、会員の個人上の利用目的の通知を求められた場合、又は会員の個人情報の利用の停止、消去、第三者への提供の停止を求められた場合は、当社の定める所定の手続きに従ってこれに応じることとします。
- (6) 当社への個人情報の提供は任意によるものですが、当社が必要と判断する個人情報をご提出いただけない場合、当社が提供するサービスをご利用いただけない場合があります。
- (7) 会員より提供があり当社が取得した個人情報は、会員の同意を得ることなく第三者へ提供することはありません。但し、警察署や裁判所などの公的機関からの法令に基づく開示請求があった場合は除きます。

第9条（免責）

1. 当社は、会員が本サービスの利用によって生じた会員の損害（他者との間で生じたトラブル等に起因する損害等を含む）等について、当社に故意・重過失がある場合を除き、如何なる責任も一切負いません。
2. 会員がその会員期間中に本サービスを利用できなかったことによって不利益等が発生した場合も前項と同様とします。
3. 本条第1項及び前項の規定にかかわらず、当社の重過失によって生じた損害であっても、会員規約違反等、会員の責めに帰すべき事由により生じた損害等については、当社はその責めを免れるものとします。
4. 会員が本サービス利用の際、電話、携帯電話などの機種や諸設定が適応する方を対象とし、この条件に該当しない方の動作結果や会員側の何らかの不具合によって、本サービスが正しく機能しない場合、当社はその責めを免れるものとします。
5. 情報の利用について、これを会員に強制するものではなく、利用した責任は会員に帰属するものとします。
6. 当社は、その状況等に鑑みて、やむを得ない理由により本サービスの提供を拒否する場合があります。

第2章 近隣トラブル相談サービス

第10条（目的）

本サービスに係る加入者（以下「会員」という）を対象として、会員のストーカー被害、不法侵入、近隣トラブルに関して、その初期対応のアドバイスや解決のために必要な手続きの案内、専門家、行政機関、専門相談窓口の紹介など、会員に対し情報を提供し、会員のトラブル解決のサポートをするものとします。

第11条（専門相談員）

本サービスの専門相談員は、警察 OB を中心に、ストーカー、不法侵入、近隣トラブルに精通し、当社が専門相談員として、ふさわしい能力を有していると判断し、指定した相談員によってなされるものとします。

第 12 条（利用資格）

本サービスは、会員及びサービス対象者に限り、利用できるものとします。

第 13 条（利用方法）

会員は、会員規約等に記載された内容等に従って、自らの責任と負担により、本サービスを利用するものとします。ご利用・受付時間は、平日の午前 10 時～午後 6 時 30 分まで（土、日、祝、年末年始を除く）とします。時間外につきましてはメールフォームにて受付いたします。

第 14 条（サービス内容）

1. 会員から専用ダイヤル、又は、面接相談で、相談・問い合わせのあったストーカー被害、不法侵入、近隣トラブルに関する相談につき、下記の情報を提供することで、トラブル解決のサポートを行なうものとします。
 - (1) トラブル解決のために必要な措置等の案内、注意点その他初期対応のアドバイス。
 - (2) 警察署、行政機関等の専門相談窓口、弁護士等の専門家の紹介
 - (3) その他トラブル解決のサポートのために必要な情報
2. 本サービスは、法律家によって行なわれる法的相談ではなく、一般的なアドバイスを行なうものであり、何らかの法律事務を提供するものではありません。また、専門相談員が会員に代わって、相手方に電話連絡、文書送付、面談その他の交渉等を行うことは一切ありません。
3. 本サービスは、ストーカー被害、不法侵入、近隣トラブルに関する相談であり、下記の事項についての相談は対象外とします。電話相談中、サービス対象外の事項と当社相談員が判断した場合には、相談を中止する場合があります。
 - (1) 近隣トラブル解決支援を対象としない日常トラブルの相談
 - (2) ストーカーとは直接関係のない恋愛に関する事項、信仰その他の精神的価値観に関する事項
 - (3) 法令や社会通念に反する事項
 - (4) その他、情報提供が著しく困難と認められる事項
 - (5) その他、当社が対象外と判断した事項

第 15 条（相談回数、弁護士による相談の提供等）

1. 会員は、近隣トラブル相談サービスを受けるために、本相談ダイヤルを無料にて利用できます。
2. 会員は、本サービスの有効期間内において、年間 3 回まで、本相談ダイヤルを利用して、相談・問合せを行なうことができます。
3. 会員が、電話相談ではなく、個別の面接相談をご希望のときは、1 回につき 5,000 円（消費税別途）の相談料がかかり、当社指定の相談場所において、相談を実施するものとします。
4. 前項の面接相談を経て、弁護士による面接相談が必要と当社が判断した場合、会員は、本サービス

利用期間中一回に限り無料で30分のハイコミュニケーションズ株式会社指定弁護士による相談を受けることができます。

5. 近隣トラブル解決支援サービスまもるん相談窓口

ハイコミュニケーションズ株式会社

電話番号：0120197423（10:00～18:30）※土日祝日・年末年始除く

第16条（免責）

近隣トラブル解決相談サービスから提供した情報、アドバイス等は、会員がトラブルを解決するための一手段であり、会員に強制するものではなく、あくまで、その利用については、会員本人の責任と判断において行なうものとし、当社は、本サービスからの情報、アドバイス等を利用した結果、あるいはこれを利用できなかったことにより、会員又は第三者に何らかの損害が発生したとしても、損害賠償その他いかなる責任も負わないものとし、

第3章 住宅転居費用負担サービス

第17条（目的）

住居転居費用負担サービスは、悪質かつ継続的な嫌がらせ行為や不法侵入、ストーカー被害に遭われた会員に対し、転居するための費用を一定の範囲で負担する支援サービスです。

第18条（対象範囲）

本サービスの開始後に次の事由のいずれかが発生し、会員がかかる事由を原因としてサービス対象物件を退去し、新たに当社提携不動産会社を通じて賃貸借契約（以下「転居賃貸借契約」といいます）が成立した場合に、会員に生じる転居費用を本条第3項に定める範囲内で負担します。

- (1) サービス対象物件の入居者を特定対象として、嫌がらせ等の近隣の住民による違法行為に起因した被害が認められ、警察等公的機関に被害の届出がなされ、当社が転居の必要性を認めたとき
 - (2) サービス対象物件の入居者を特定対象として、ストーカー行為もしくは不法侵入等の特定の者による違法行為に起因した被害が認められ、警察等公的機関に被害の届出がなされ、当社が転居の必要性を認めたとき
2. 近隣トラブル解決支援サービスまもるんの「近隣」とは、サービス対象物件が集合住宅の場合は、天井、床または壁を接する直上、直下、隣接の居住用戸室を指し、戸建て住宅の場合は、サービス対象物件の敷地に接する土地に所在する居住用戸宅（集合住宅を除く）を指すものとし、
 3. 近隣トラブル解決支援サービスまもるんにおいて会員に代わって負担する転居費用とは、サービス対象物件を退去後30日以内に発生する、転居賃貸借契約の仲介手数料、礼金（敷金、保証金など、将来返戻される性質を有するものを除きます）および転居のための家財運搬の引越費用とします。ただし、当社が指定した不動産会社および引越会社を通じた転居費用に限るものとし、その限度額は現に発生した転居費用（消費税含む）が10万円未満の場合はその額とし、10万円以上である場合は10万円とします。
 4. 会員は、転居賃貸借契約締結日の7日前までに、所定の方法にて転居費用の立替申請を行うものとし、詳しくは、本サービス利用時に、第18条5項の相談窓口にお問い合わせください。

5. 本条は、本条第1項の事由が本サービス開始後に新たに生じた場合に限り適用され、本サービス開始より前に生じていた事象を起因とした事由には適用されません。

緊急駆けつけトラブルサポートサービス

本サービスは、当社及び当社の業務提携先（以下「業務提携先」という。）を通じて提供されます。

◆緊急かけつけサービス

第1条（サービスの内容）

1.会員等は次の各号のトラブルが生じたとき、専用フリーダイヤルで、24時間365日、トラブル解決のための情報提供または緊急サポートを受けることができます。

- (1) 鍵の紛失又は故障等、鍵のトラブル
- (2) 水まわりのトラブル
- (3) ガラスのトラブル
- (4) ガス・給湯器のトラブル
- (5) 電気のトラブル
- (6) 建具のトラブル

2.前項により当社が提供する緊急サポート対応の定義は次の通りとします。

- (1) 初回緊急サポート対応を「一次対応」といいます（60分以内の部品代を除く作業代は無料です）。
- (2) 部品交換や特殊作業が必要な場合で、再度訪問及び作業をする場合を「二次対応」といいます。

3.前2項の緊急サポートを会員等が受ける場合、次の提示が必要となります。

免許証、又は顔写真と現住所が印字されている且つ、1枚で確認が出来る身分証明書（ただし、免許証等の身分証明証の住所が本サービス対象物件の所在地との一致が必要です。）

4.作業費・部品代補助金サービス

会員等が本条第1項に記載する緊急サポートを利用し、現地にて会員等の実費負担が発生し、次の給付条件を満たした場合、補助金として最大5,000円（税込）まで当社が負担します。

(1) 給付条件

- ①作業費・部品代補助金は、契約期間中1回までのサービスであること。
- ②発生した実費負担が5000円（税込）以内であること。
- ③当社が適切と判断すべき合理的理由があること。

5.会員等は緊急サポートを利用した場合、管理会社とその他関係各社への状況報告のため現場写真を撮る場合があることを予め承諾するものとします。

第2条（利用料金）

1.会員等は、緊急サポートを、有効期間内において24時間365日、専用のフリーダイヤルで、無料にて利用できるものとします。ただし、前条第2項(1)に記載する60分を超過した作業代金、又は同項(2)に記載する部品交換や特殊作業が必要になった場合の部品代等や作業代金が、前条第4項に記載する補助金額を超えた場合、現地にて会員等が実費負担するものとします。

2.緊急サポートを受けた後に、二次対応が必要となった場合、会員等は賃貸人又は当社の承認を得た上で、別途有料（作業料金・部品代）で当社にサービスを依頼することができます。

3.当社は、利用料金等の請求業務を、当社の指定する第三者に委託することがあり、会員等はこれを承諾するものとします。

第3条（免責）

次の各号のいずれかに該当するトラブルは緊急サポート対象外とします。

- (1) 入居当初からの故障・破損のトラブル
- (2) 建物共用部分に関わるトラブル（共用廊下、エントランス等）
- (3) 立会いができない場合のトラブル
- (4) 午後9時以降午前9時までの時間帯における破錠による解錠の場合
- (5) 会員等以外からの要請
- (6) 緊急サポート後の二次対応工事
- (7) サービス対象物件以外の物件でのトラブル
- (8) 退室・転居等の理由での原状回復のための要請
- (9) 専用フリーダイヤルを利用しない場合
- (10) 本サービス以外に要請し対応された場合
- (11) 会員が、会員規約等に違反した場合
- (12) 自然災害、天災、暴動等に起因する場合
- (13) 天災地変等の自然災害によりサービス対象物件への到着が困難であると判断した場合又は本サービスのコールセンターにおいて会員からの受電が困難な場合
- (14) 会員等の住所が離島・島嶼及び当社のサービス提供が困難な山間部に変更になった場合
- (15) その他当社が不適切と判断した場合

◆補助金給付制度

第4条（サービス内容）

会員等は次の各号の補助金給付制度を利用することができます。

- (1) バックアップサポート

本サービス期間中に、本サービス対象物件で、侵入盗難被害に遭い、被害に遭ってから3ヶ月以内に本サービス対象物件から会員本人が転居する場合に、その転居費用の一部としてお見舞金（以下「お見舞金」といいます）最大10万円（税込）を給付します。

- (2) 宿泊補助金

第1条1項（1）の鍵の紛失又は故障等、鍵のトラブルにおける緊急サポート時に、解錠が出来なかったことにより会員等が有料宿泊施設を利用した場合、発生した宿泊基本料金のうち補助金として、最大10,000円（税込）までを支給します。

- (3) ガラス交換補助金

第1条1項（3）のガラスのトラブルにおける緊急サポート時に、ガラス交換等の有料部品交換が発生した際の補助金として、最大30,000円（税込）までを支給します。ただし、保険会社から当該事故の保険金支払いがなされた場合は、当社からは支払いしません。

- (4) 自転車修理補助金

本サービス期間中に会員所有の自転車が破損し会員等が修理費用を支払った場合、本制度に従って自転車修理補助金サービスとして修理補助金を支給します。なお、給付金額は第5条(4)記載の自転車修理専門店の発行した領収書の金額または2,000円(税込)のいずれか低い金額とします。

第5条(各種給付条件及び支払方法)

前条の補助金給付制度の給付条件及び支払方法は以下のとおりです。

(1) バックアップサポート

◆本サービスにおいてお見舞金は、次の全ての条件を満たしている場合に限り給付します。

- ①本サービス対象物件に対する第三者による侵入盗難被害が生じ、3ヶ月以内に当該物件の引越しを完了し、且つ、転居先の賃貸借物件との賃貸借契約の締結が完全に完了していること。
- ②侵入盗難被害があった日から3ヶ月以内に、本サービス対象物件の解約手続きが完了していること。
- ③転居先の物件が、当社又は当社取次店の仲介・斡旋であること。
- ④お見舞金の支払いは、契約期間中1回までになります(2回目以降は対象外です)。
- ⑤支給に際し、当社が指定する必要書類を期日までに全て提出していること。
- ⑥当社が適切と判断すべき合理的な理由があること。

◆お見舞金をお支払いできない場合

次の各号の、いずれかに該当する場合は、お見舞金は給付されません。

- ①会員等の不在中に施錠されていなかった場合の侵入盗難被害、及び会員等の故意又は重過失による侵入盗難被害、その他会員等の犯罪行為や会員等の闘争行為による侵入盗難被害
- ②室外ベランダにおける盗難被害
- ③会員及び会員の同居人、親族、使用人、止宿人、監守人その他サービス対象物件に出入りすることが可能な者が加担した行為による侵入盗難被害
- ④会員及び会員の同居人、親族、使用人、止宿人、監守人その他サービス対象物件に出入りすることが可能な者が在宅中の侵入盗難被害
- ⑤戦争その他の変乱による侵入盗難被害
- ⑥地震、噴火、風・水・雪災その他天災の影響のもとでの侵入盗難被害
- ⑦核燃料物質または核燃料物質に汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性の発生の影響のもとでの侵入盗難被害
- ⑧前号以外の放射線照射又は放射能汚染による侵入盗難被害
- ⑨盗難の被害が無かった場合
- ⑩警察に速やかに届出をしてない場合
- ⑪侵入盗難被害が発生した日から数えて5日以内に当社に報告しなかった場合
- ⑫転居先の再入居住宅物件の「仲介・斡旋不動産業者」が当社代理店以外の場合
- ⑬会員等が、会員規約等に違反した場合
- ⑭その他当社が不適切と判断すべき合理的な理由がある場合

◆お見舞金請求の受付

当社は、お見舞金請求の受付後、侵入盗被害対象事故の調査(バックアップサポートに関する各種問い合わせを含みます)を行うものとし、会員は事故発生後、速やかに以下に掲げる事項を当社に報告する

ものとしします。

①住所・氏名・電話番号・性別

②被害の発生日時と状況

③警察への盗難届けの有無

◆お見舞金の請求方法

お見舞金の請求を行うときには、会員はお見舞金請求書に次の書類を添えて当社に提出するものとしします。なお、当社が指定した期日までに提出がなされなかった場合には、お見舞金は給付されないものとしします。

①警察署が発行する侵入盗難事故証明書、事故受理番号

②当社所定の事故発生報告書

③盗難に遭った家財等の被害額を証する書類

④被害状況現場の写真

⑤会員の本人名義の金融機関口座番号等の情報

⑥転居先の賃貸借契約書の写し

⑦その他当社が必要と認める書類

◆お見舞金の支払

当社の調査により、会員の申告した被害がバックアップサポートの対象となる事故であると判断されたときは、再入居の費用の一部として、最大10万円（税込）のお見舞金を給付するものとしします。

◆他の給付との関係

バックアップサポートによるお見舞金の給付は、他のサービス、保険等からの給付とは無関係に行うものとしします。

(2) 宿泊補助金

◆宿泊補助金は、次の全ての条件を満たし、当社が、宿泊補助金給付対象であると判断した時は、当社は会員本人名義の金融機関口座に当社が申請を受理した月の翌月末までに宿泊補助金を振込むものとしします。

①宿泊補助金は、契約期間中1回までのサービスであること。

②利用宿泊施設の宛名、日付入りの領収書を該当日含め、当社へ5日以内に提出すること。

③当社所定の補助金申請用紙を該当日含め、当社へ5日以内に提出すること。

④当社が適切と判断すべき合理的理由があること。

(3) ガラス交換補助金

◆ガラス交換補助金は、次の全ての条件を満たし、当社が、ガラス交換補助金給付対象であると判断した時は、当社は会員本人名義の金融機関口座に当社が申請を受理した月の翌月末までにガラス交換補助金を振込むものとしします。

①ガラス交換補助金は、契約期間中1回までのサービスであること。

②他の保険会社より当該事故による保険金の支払いがなされていないこと。

③当社所定の補助金申請用紙を該当日含め、5日以内に当社に提出すること。

(4) 自転車修理補助金

◆自転車修理補助金は、次の全ての条件を満たしている場合に限り給付されます。

- ①会員等自身の所有自転車を、自転車修理専門店にて修理したこと（会員等自身が修理した場合は給付対象外とします）。
- ②自転車修理専門店に修理を依頼する前に、当社へ報告していること。
- ③補助金対象破損箇所は、タイヤ、鍵、チェーンに限ります。
- ④補助金の支払いは、契約期間中 1 回までになります（2 回目以降は対象外です）。
- ⑤当社が適切と判断すべき合理的な理由があること。

◆除外事由

次の各号のいずれかに該当する場合は、自転車修理補助金は支給されません。

- ①会員等の所有ではない自転車の修理
- ②盗難被害
- ③戦争その他の変乱による破損被害
- ④地震、噴火、風水雪自然災害その他の天災の影響のもとでの破損被害
- ⑤核燃料物質又は核燃料物質に汚染された物の放射性、爆発性その他有害な特性の発生の影響のもとでの破損被害
- ⑥前号以外の放射線照射又は放射能汚染による破損被害
- ⑦破損が無かった場合
- ⑧自転車修理専門店へ修理を依頼する前に当社への報告がなかった場合
- ⑨自転車修理専門店が発行した領収書の日付から数えて 5 日以上、当社に報告しなかった場合
- ⑩会員等が、会員規約等に違反した場合
- ⑪会員等が、故意に自ら事故を起こした場合
- ⑫その他当社が不適切と判断する合理的な理由がある場合

◆補助金請求の受付及び支払い

会員等は自転車修理専門店が発行した領収書の日付から 5 日以内に次の各項の事項を当社に報告し、当社所定の申請をするものとします。なお、当社は、補助金請求の受付業務及び当社が必要と判断した調査業務を行います。なお、当社が、自転車修理補助金サービスの対象修理であると判断したときは、当社は会員本人名義の金融機関口座に当社が申請を受理した月の翌月末までに補助金を振り込むものとします。

- ①住所、氏名、電話番号、性別
- ②修理が必要となった日時と詳細な状況
- ③自転車修理専門店が発行した領収書

◆当社に対して補助金請求を行う場合、会員は次の資料を提出するものとします。

- ①当社所定の自転車修理補助金申請書
- ②自転車修理専門店が発行した領収書
- ③会員の本人名義の金融機関口座番号等の情報
- ④その他当社が必要と認める書類

FiNC Plus

当社が提供する「FiNC Plus」の運営元は株式会社 FiNC Technologies（以下「FiNC 社」という）であり、当社は、本規約に基づき株式会社 FiNC Technologies が運営する健康パラメータの管理等のサービスを会員に提供します。

第 1 条（FiNC アプリにおける利用等）

本サービスを FiNC アプリにおいて利用する場合は、FiNC アプリ等基本利用規約に同意するものとします。

第 2 条（申し込みの資格）

1. FiNC アプリにおける本サービスの利用は、FiNC アプリ等基本利用規約に同意している方に限りお申し込みができます。
2. 本サービスは原則として個人向けサービスです。法人は、法人名義または任意団体名義で FiNC アプリ等基本利用規約にかかる契約を締結している者または当社が認めた以外は、本サービスの申し込み資格を有しません。

第 3 条（利用方法）

本サービス登録後、FiNC アプリまたはウェブサイトより当社が発行するキーコード入力後、本サービスをご利用いただけます。

第 4 条（本サービスの解約）

会員は、当社から貸与機器の貸与を受けている場合、解約手続きを行うときは、該当する貸与約款等の定めに従い、同約款に定める期間内（以下「返却期間」といいます。）に当社に返却するものとします。体組成計が返却されない場合には、体組成計貸与約款第 17 条に準じて違約金をお支払いいただきます。

第 5 条（未成年者のサービス利用）

1. 未成年者である会員が本サービスを利用する場合、親権者等の法定代理人による本規約の確認及び同意が必要となります。
2. 未成年者である会員が、法定代理人の同意がないにもかかわらず、同意があると偽って本サービスを利用した場合、また、年齢について成年と偽って本サービスを利用した場合、その他「行為能力者であることを信じさせるため詐術を用いたとき」（民法第 21 条）に該当する場合、当該未成年者である会員は、本サービスにおける一切の法律行為を取り消すことができないものとします。
3. 本サービス利用時に未成年であった会員が、成年に達した後に本サービスを利用した場合、これにより、当該会員は、本サービスの利用に係る一切の法律行為について、追認したものとみなされます。

第 6 条（アカウント管理）

1. 本サービスを利用するにあたり、会員が当社からアカウントやパスワード等を配布された場合、会員は、自己の責任において、自己のアカウントやパスワード等を適切に管理及び保管するものとし、これを第三者に利用させ、または貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。
2. 当社は、最終のアクセスから1年間以上経過している前項のアカウントを、あらかじめ会員に通知することなく削除することができます。
3. アカウントやパスワードの管理不十分、使用上の過誤、第三者の使用等によって生じた損害に関する責任は会員が負うものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

第7条（利用資格の停止）

1.当社は、当社の基準に従って、本サービスの利用に関する会員の登録資格の有無を判断し、会員が、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合は、本サービス及の利用を拒否することがあり、その理由について一切開示義務を負わないものとします。

- (1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、保佐人または補助人の同意等を得ていなかった場合
- (2) 第三者になりすまして登録または相談を行った場合または登録または相談を行ったと当社が判断した場合
- (3) 当社の判断によって、一定期間会員が本サービスの利用を行なった形跡が見られない場合
- (4) 当社の判断によって、一定期間会員と連絡が取れない場合
- (5) 当社が発行し、本サービス内で配布されるポイント（以下「ポイント」という。）を不正に取得したこと及び不正に取得したと当社が判断した場合
- (6) 会員が死亡した場合
- (7) 会員が当社の事業と競業する企業または団体等に所属もしくは関係すると当社が判断した場合
- (8) 会員が当社の事業と同一または類似する企業、団体等に所属もしくは関係すると当社が判断した場合

2.当社が前項に定める本サービスの利用拒否の措置を講じた場合に、当該措置に起因する結果に関し、当社を免責するものとします。

第8条（本サービスの提供）

1. 本サービスに関連する一切の権利（著作権、商標権、特許権等の知的財産権を含みますが、これらに限りません。）は、当社または当社に権利許諾した第三者に帰属します。
2. 当社は、会員に対し、会員規約に従って本サービスを利用する権利を許諾します。会員は、本サービスを利用する権利を第三者に譲渡したり相続させたりすることはできないものとします。
3. 会員は、本サービス内のコンテンツを個人的な利用のみを目的として閲覧するものとし、商業目的などで不特定多数にコンテンツを閲覧させることや、コンテンツを譲渡、複製、貸与、公衆送信などすること、またはこれらの行為を第三者に行わせることはできないものとします。
4. 会員は、本サービスを利用するにあたり、携帯電話機、通信機器、通信手段及び電力などを会員の費用と責任で用意するものとし、その利用にかかる費用は会員が負担するものとします。

5. 当社は、本サービスが全ての携帯端末に対応することを保証するものではありません。なお、タブレット端末による利用は可能ですが、非推奨となっています。
6. 本サービスはあらゆるスマートフォン用 OS に対応していません。当社が別途指定する OS を確認するものとします。
7. 食事・生活習慣の変更による影響には個人差がありますので、会員は自己責任で本サービスを利用するものとし、何らかの異常や体調不良を感じた場合には医師に相談するものとします。また、妊娠、傷病等により医師の治療・指導等を受けている方、もしくはそのおそれがある方は必ず医師に相談し、指示を仰いだ上で本サービスを利用するものとします。

第9条（第三者のサービス及びコンテンツ）

1. 会員が、Apple iOS または Android 等のアプリストアを搭載する携帯端末を使用して本サービスを利用する場合、当該アプリストアの運営者が本契約の第三受益者となるものとします。この場合、該当する第三者受益者のサービス規約に定められた利用条件に同意していることが前提であり、会員は、同規約を遵守するものとします。
2. 会員が、本サービス内で課金決済を行った場合、会員が利用している端末に応じて、第三者（Apple 社または Google 社が含まれるが、これに限られない。）の決済に関する規約に同意していることが前提であり、会員は、同規約を遵守するものとします。

第10条（禁止事項）

会員は、本サービスの利用にあたり、以下の各号のいずれかに該当するまたは該当するおそれがあると当社が判断する行為（以下総称して「禁止行為という。」）をしてはならないものとします。なお、禁止行為には、第三者を禁止行為をさせる行為またはその恐れがあると当社が判断する行為を含むものとする。

- (1) 法令に違反する行為
- (2) 公序良俗に反する行為
- (3) 政治的または宗教的思想を含む情報を提供する行為及び政治的または宗教的な勧誘を行う行為
- (4) 他の会員、第三者または当社に対し、財産権（知的財産権を含みます。）の侵害、名誉・プライバシーの侵害、誹謗中傷、その他の不利益を与える行為
- (5) 本サービスを複製または複写する行為
- (6) 本サービスを改変し、もしくはリバースエンジニアリング（主に、内容を解析して人間が読み取り可能な形に変換する行為）、逆コンパイル、逆アセンブルする行為
- (7) 本サービス内のデータを操作または変更する行為
- (8) 本サービスに影響を与える外部ツールの利用・作成・頒布・販売等を行う行為
- (9) 本サービスの運営を妨害する行為
- (10) 当社が本来意図しない動作や外部ツールを意図的に利用して、本サービス内でのポイント等その他の利益を得ようとする行為
- (11) サーバその他当社のコンピュータに不正にアクセスする行為
- (12) 虚偽の登録内容等を申請する行為

- (13) 一人で複数のアプリアカウントまたは本サービスのアカウントを発行保有する行為（ただし、当社が別に許可したものは除く。）
- (14) 複数人で一つのアプリアカウントまたは本サービスのアカウントを共同保有する行為（ただし、当社が別に許可したものは除く。）
- (15) ポイントの不正取得または不正利用の疑いが生じたとき当社が判断する行為
- (16) 携帯端末等を貸与して行う操作行為
- (17) 第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (18) 検査器、アプリアカウント、本サービスのアカウント、クーポンコード等を転売その他譲渡する行為
- (19) 会員が当社の競業先または競業先に所属し、本サービスを調査する目的で利用行為、競合するサービスを宣伝する行為
- (20) 本サービスの利用目的と合致しない外部ウェブサイトへのハイパーリンクを貼り付ける行為
- (21) 異性交際に関する情報を提供する行為
- (22) 本サービスの他の会員の ID もしくはパスワードを利用する行為
- (23) 他の会員に対する脅迫、嫌がらせ等（スパム行為を含む。）にあたる行為
- (24) 差別的、わいせつ的なコンテンツや暴力を誘発するようなコンテンツ等を投稿するなど人を不快にさせる行為
- (25) 会員本人以外が所有するクレジットカードを不正使用した本サービスの利用
- (26) 本サービスを通じた営利目的の行為もしくはその準備目的の行為
- (27) 本サービスを模倣したアプリ、ウェブサービス等の制作、準備を目的とした利用行為
- (28) 当社が本サービスの利用を終了させた場合、当社の許可なくアプリアカウントまたは本サービスアカウントを発行保有する行為
- (29) 前各号の行為を直接もしくは間接に惹起し、または容易にする行為
- (30) その他当社が不適切と判断する行為

第 11 条（本規約違反行為に対する対処）

1. 会員が本規約のいずれかに違反していると当社が判断した場合、当社は、いつでも当該会員による本サービスの利用を終了させることができる他以下の各号に定める処分を講ずることができるものとします。当該処分により会員に不利益・損害が発生した場合においても、当社はその責任を負わないものとします。
 - (1) 会員登録を抹消すること
 - (2) 本規約に違反する行為を差止め、同様の行為を繰り返さないことを要求すること
 - (3) 会員が本サービスにおいて投稿した情報の自発的削除・訂正を求めること
 - (4) 会員が本サービスにおいて投稿した情報、履歴等の情報の全部もしくは一部を削除し、公開範囲を変更し、または閲覧できない状態（非公開）にすること
 - (5) 刑事事件、行政事件その他に該当する可能性がある場合の警察その他の公的機関への通報を含む、違反事実の本サービス内外での開示

(6)一時的または永続的に本サービスの利用（一部または全部）を停止すること

2. 会員は、当社が本規約に基づいて行った本規約に違反する行為への対処について、異議を申し立てることはできないものとします。
3. 会員は、本サービスを利用したことに起因して（当社がかかる利用を原因とするクレームを第三者より受けた場合を含みます。）、当社が直接的または間接的に何らかの損害（弁護士費用の負担を含みます。）を被った場合、当社の請求にしたがって直ちにこれを補償するものとします。

第12条（権利帰属）

本サービスに関する知的財産権は全て当社または当社にライセンスを許諾している者に帰属しており、本規約に基づく本サービスの利用許諾は、本サービスに関する当社または当社にライセンスを許諾している者の知的財産権の使用許諾を意味するものではないものとします。

第13条（投稿情報に関する権利）

本サービスにおける会員の投稿情報に関する取り扱い（当社の削除権限も含む。）は、FiNC アプリ等基本利用規約に従うものとします。

第14条（保証の否認及び免責）

1. 当社は、本サービスが会員の特定の目的に適合すること、期待する機能・商品的価値・正確性・有用性を有すること、会員による本サービスの利用が会員に適用のある法令または業界団体の内部規則等に適合すること、及び不具合が生じないことについて、何ら保証するものではなく、本サービスに関して会員が被った損害(以下「会員の損害」といいます。)につき、当社は法令に定めがある場合を除いて、賠償する責任を一切負わないものとします。
2. 当社は、本サービスのバグその他を補修する義務、本サービス並を改良または改善する義務を負わないものとします。
3. 当社は、会員に事前に通知することなく、当社の都合により、本サービスの全部または一部の提供の中断、停止、終了、変更をすることができるものとします。①当社による本サービスの全部または一部の提供の中断、停止、終了、利用不能もしくは変更、②会員が本サービスに送信した登録事項、メッセージまたは投稿情報の削除・消失、③アカウントの抹消、④パスワードの紛失・忘却、⑤携帯端末の紛失・盗難・故障、⑥本サービスの利用によるアカウントデータ（会員の検査結果データ、アプリ内ログデータを含むがこれに限られない）及びポイントの消失、⑦機器の故障若しくは損傷その他本サービスに関して会員が被った会員の損害につき、当社は法令に定めがある場合を除いて、賠償する責任を一切負わないものとします。
4. 当社は、本サービス内で、適宜情報、コンテンツ、検査サービスの提供やアドバイスを行うことがあります。その結果について、法令に定めがある場合を除いて、賠償する責任を一切負わないものとします。
5. 会員に本サービスのアップデート版またはバージョンアップ情報等を提供する場合があります。この場合、かかるアップデート版またはバージョンアップ情報等も本サービスとして扱い、これらにも本規約が当然に適用されます。

6. 何らかの理由により当社が責任を負う場合であっても、当社は、会員の損害につき、過去 3 ヶ月間に会員が当社に支払った金額を超えて賠償する責任を負わないものとし、また、付随的損害、間接損害、特別損害、将来の損害及び逸失利益にかかる損害については、賠償する責任を負わないものとし、但し、当社に故意または重過失がある場合を除きます。
7. 本サービスまたは当社ウェブサイトに関連して会員と他の会員または第三者との間において生じた取引、連絡、紛争等については、当社は一切責任を負わないものとし、

第 15 条(会員の地位の譲渡等)

1. 会員は、当社の書面による事前の承諾なく、会員の地位または会員規約に基づく権利もしくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできないものとし、
2. 当社は本サービスに係る事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い会員規約の地位、会員規約に基づく権利及び義務並びに会員の登録事項その他情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、会員は、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとし、

第 16 条(権利の放棄)

当社が会員規約に示される権利を行使または実施しない場合にも、当該権利を放棄するものではないものとし、

第 17 条 (分離可能性)

会員規約のいずれかの規定が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、無効または執行不能と判断された規定以外の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとし、